

令和5年度長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金実施事業者募集要領

1 補助金名

長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金

2 概要

(1) 目的

この補助金は、在宅医療及び介護の充実を図るため、訪問看護未経験の看護職（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ）を雇用し、育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図ることにより、過去に訪問看護（医療機関からのみなしを含む）の業務に従事した経験のない看護職（以下、「訪問看護未経験者」という。）が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる環境を整え、もって就労を促し、質の高い訪問看護職（訪問看護に従事する看護職をいう。以下同じ）の確保を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

訪問看護ステーションは以下の取組を行う。

1) 訪問看護未経験の看護職の雇用

訪問看護未経験者を新たに雇用する。

- ア 県による選定日以降を始期とする雇用契約により、訪問看護ステーションで初めて雇用された看護職であること。
- イ 当該訪問看護ステーションに専従して勤務すること。
- ウ 雇用形態は常勤・非常勤を問わない。ただし、育成期間中の週平均勤務時間が概ね20時間を下回らないこと。

2) 訪問看護未経験者の育成計画の作成及び計画に則った育成及び評価の実施

当該訪問看護ステーションは、雇用開始から育成に必要な期間（最長6か月とする）の育成計画を作成、計画に則って、雇用をした訪問看護未経験者の育成を行うとともに、育成の段階ごとに定めた目標に対し、達成状況について評価を行う。

- ア 育成計画は、訪問看護未経験者が、訪問看護の特徴と重要性について理解をし、基礎的な能力を段階的に習得することができるものであること。
- イ 個々の訪問看護未経験者の成長段階に合わせ、必要に応じた計画の見直しを行うこと。
- ウ 訪問看護未経験者に対し、外部研修や地域の関係機関との勉強会等の受講機会を積極的に提供すること。
- エ 訪問看護未経験者が、業務上や就業を続けるうえでの不明な点や不安等について、日頃から相談できる環境を整えること。
- オ 育成にあたっては、訪問看護経験豊富な指導力のある看護職を、指導者としてあてること。

3 応募要件

下記の要件を満たすこと。

- ア 介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた事業者であること。
- イ 県内の訪問看護ステーションであること。
- ウ 管理者又は指導者の訪問看護経験が5年以上であること。
- エ 訪問看護経験3年以上かつ常勤の看護職員を2名以上配置していること。
- オ 訪問看護経験が豊富な常勤の看護職を指導者としてあてることができること。

4 応募方法

(1) 応募するステーションは、以下の書類を県医療政策課へ提出してください。

- ア 応募様式（様式1）
- イ 訪問看護未経験者育成計画（任意様式）
- ウ 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式2）

※様式1、2は県のホームページからダウンロードできます。

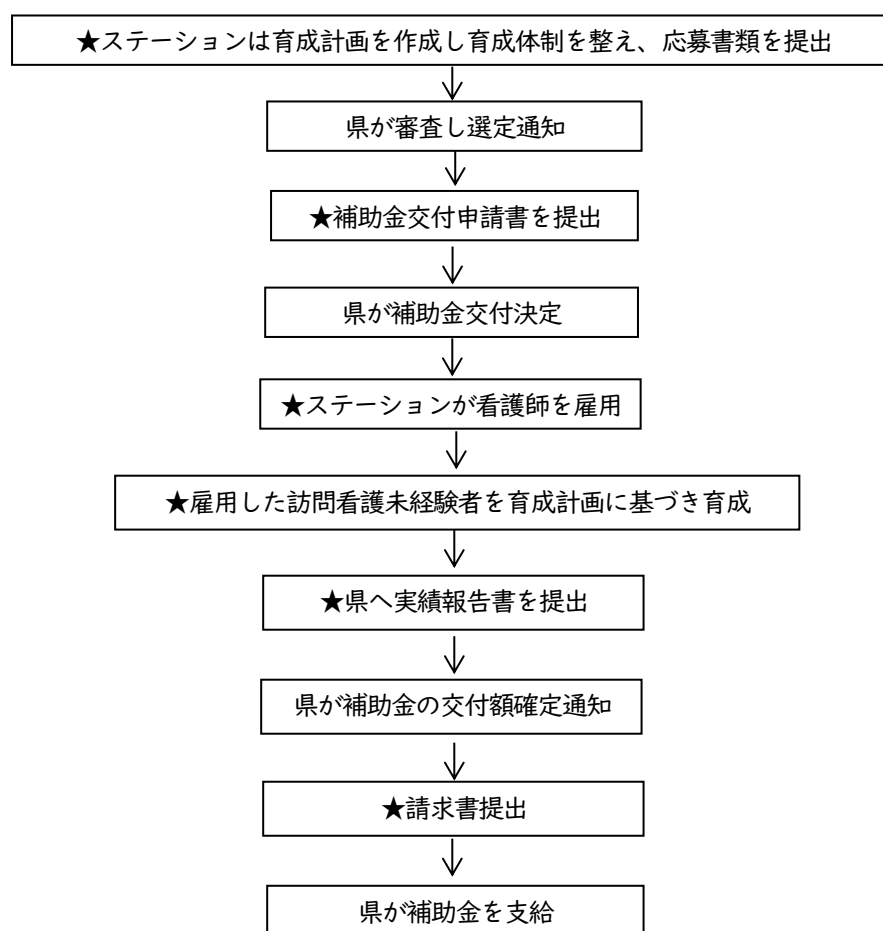
(2) 提出期限

第1回目期限 令和5年6月30日（木）（必着）

第2回目期限 令和5年8月21日（月）（必着）

上記期限までに下記担当宛に郵送、メール、Faxのいずれかで提出ください。

5 申請から決定までの流れ（★ステーション実施部分）



6 募集数

県内の訪問看護ステーションのうち5事業所程度とする。

※過去に補助対象となった事業所も応募可能とする。

7 雇用者数

1ステーションあたり1名とする。

8 選定方法

別に定めるところにより設置する選定委員会の審査により、事業実施ステーションとしてふさわしく、かつ事業目的に沿うと認められた訪問看護ステーションを選定。

※応募事業所が多数の場合は、下記の訪問看護ステーションを優先し、選定する。

(1) 過疎地域（長崎県過疎地域自立促進方針において、過疎地域に指定された地域：平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、島原市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、小値賀町、新上五島町、長崎市（旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町の区域）、佐世保市（旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域）諫早市（旧小長井町）の計15市町）の訪問看護ステーション

(2) 小規模（常勤換算数：4名未満）の訪問看護ステーション

(3) 訪問看護師未経験者をサポートする体制を整えている訪問看護ステーション

(例)・未経験者の育成計画を策定している。

- ・長崎県訪問看護サポートセンターが実施する人材育成研修の受講（研修体制）
- ・他訪問看護ステーションと連携した体制がある

9 補助金の概要

(1) 補助対象経費

訪問看護未経験者の人件費及び研修等参加に係る経費

(2) 補助対象期間

雇用開始から6か月間を限度とする（令和6年3月31日まで）

(3) 基準額 月額20万円

(4) 補助率 2分の1

10 補助金申請の必要書類（関係様式は、医療政策課ホームページ上にも掲載）

(1) 申請時必要書類

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 経費所要額調（別紙1-1）
- ウ 収支予算書抄本（別紙1-2）
- エ 誓約書（様式第5号）
- オ 事業計画書（育成計画含む：任意様式）
- カ 雇用予定者の履歴書（写）
- キ 雇用予定者の資格を証明する書類（写）
- ク その他参考となる書類

(2) 事業実施後提出書類

- ア 事業実施報告書（様式第3号）
- イ 経費精算額調（別紙1-3）
- ウ 収支決算書抄本（別紙1-4）
- エ 事業実績報告書（育成達成評価も含む：任意様式）
- オ 支出内訳書（任意様式）
- カ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第4号）
※消費税額が確定後送付

11 お問い合わせ先、書類提出先

長崎県 福祉保健部 医療政策課 がん対策班 担当 北村

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2467

(FAX) 095-895-2573